

環境影響評価事後調査報告書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年滋賀県条例第 40 号）第 32 条の規定に基づき、草津市立クリーンセンター更新整備事業に係る環境影響評価事後調査報告書を作成し、滋賀県知事、大津市長、草津市長、および栗東市長に送付しましたので、同条例第 32 条の 2 第 2 項の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価事後調査報告書を縦覧に供します。

平成 30 年 11 月 2 日

- 1 公告する事業者
草津市 市長 橋川 渉
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
草津市 市長 橋川 渉
滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号
- 3 対象事業の名称等
 - (1) 名称 : 草津市立クリーンセンター更新整備事業
 - (2) 種類 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設であって焼却により処理する施設の設置の事業（1 時間当たりの処理能力が 4 トン以上である施設を設けるもの）
 - (3) 規模 : 処理能力 127 トン/日
- 4 対象事業を実施した区域
草津市馬場町 1200 番地 25
- 5 環境影響評価事後調査の実施期間
平成 28 年 2 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日
- 6 環境影響評価事後調査報告書の縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目 1 番 1 号）
滋賀県南部環境事務所（草津市草津三丁目 14 番 75 号）
大津市環境部環境政策課（大津市御陵町 3 番 1 号）
大津市青山支所（大津市青山五丁目 13 番 36 号）
大津市上田上支所（大津市牧一丁目 1 番 24 号）
草津市環境経済部環境政策課（草津市草津三丁目 13 番 30 号）
草津市志津まちづくりセンター（草津市青地町 561 番地）
草津市志津南まちづくりセンター（草津市若草五丁目 10 番）
栗東市環境経済部環境政策課（栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号）
栗東市コミュニティセンター金勝（栗東市御園 982 番地）
その他、次のインターネットウェブサイトにおいて、閲覧できます。
草津市環境経済部資源循環推進課 <http://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/gomirecycle/shisetsu/koushinseibi/jigotyousahoukoku.html>
- 7 環境影響評価事後調査報告書の縦覧の期間および時間
平成 30 年 11 月 2 日から平成 30 年 12 月 1 日までの各縦覧場所における執務時間内
- 8 この公告で示した事項に係る問合せ先
草津市役所環境経済部資源循環推進課
電話 077-562-6361 担当 西山 直輝